

東大和市立学校の通級指導学級及び特別支援学級の通学区域等に関する 基準

(趣旨)

第1条 この基準は、東大和市立小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）の通級指導学級及び特別支援学級の通学区域等について必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 小学校の通級指導学級及び小・中学校の特別支援学級の通学区域は、別表のとおりとする。

(通級指導学級又は特別支援学級の指定)

第3条 通級指導学級又は特別支援学級に通うこととなった児童又は生徒の通級指導学級又は特別支援学級の指定は、前条の通学区域の定めるところにより行う。

(指定した通級指導学級又は特別支援学級の変更)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、指定した通級指導学級又は特別支援学級を変更することができる。

- (1) 保護者の勤務先等の理由により、児童又は生徒の送迎の利便性が認められる場合
- (2) 児童又は生徒に指定した通級指導学級又は特別支援学級に通うことのできない事情があると認められる場合
- (3) その他教育長が認める場合

附 則

- 1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、平成26年4月1日以後に通級指導学級又は特別支援学級に通うこととなった児童又は生徒から適用する。

附 則 (平成28年4月1日教育長決裁)

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日教育長決裁)

- 1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日教育長決裁)

- 1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この基準による改正後の東大和市立学校の通級指導学級及び特別支援学級の通学区域等に関する基準別表の規程にかかわらず、この基準の施行の日の前日において第一中学校に設置している特別支援学級第1学年から第2学年までに在学する生徒の通学区域は、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

	設置種別	障害種別	設置校	通学区域
小学校	通級指導学級	言語障害	第七小学校	市内全域
	特別支援学級	知的障害	第三小学校	第二小学校、第三小学校、第四小学校、第五小学校、第六小学校
			第九小学校	第一小学校、第七小学校、第八小学校、第九小学校、第十小学校
中学校	特別支援学級	知的障害	第一中学校	第一中学校、第二中学校、第三中学校
			第五中学校	第四中学校、第五中学校
		自閉症・情緒障害等	第五中学校	市内全域